

第 5 次吹田市地域福祉計画素案

2026 年 6 月 19 日時点

吹田市

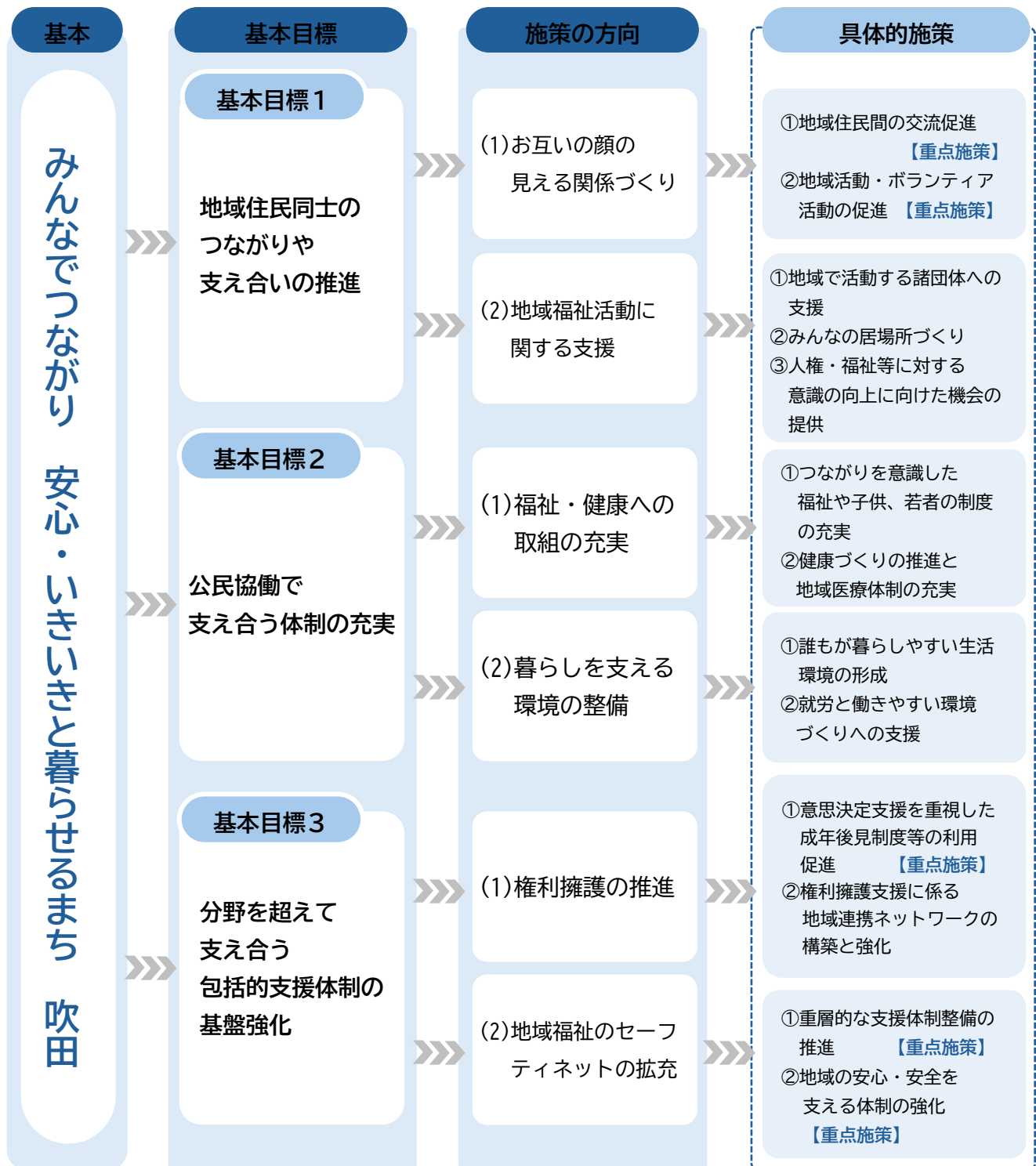
はじめに

目次

第1章 第5次地域福祉計画策定の趣旨など.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景と主旨	3
(1)策定の背景.....	3
(2)計画の趣旨.....	4
3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現.....	5
4 計画の概要.....	7
(1)計画の位置づけ.....	7
(2)既存計画との関係	9
(3)計画期間	10
(4)地域福祉の「圏域」の考え方	11
(5)支え・支えられの関係	12
(6)策定体制	14
5 計画の推進と進行管理	16
(1)市と社会福祉協議会の連携による推進	16
(2)計画の進行管理	18
第2章 地域福祉計画の基本方向.....	19
1 計画の基本理念.....	19
2 基本目標.....	21
(1)地域住民同士のつながりや支え合いの推進.....	21
(2)公民協働で支え合う体制の充実	23
(3)分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化	25
第3章 施策の展開	28
計画の施策体系	28
基本目標 1 地域住民同士のつながりや支え合いの推進	29
施策の方向(1) お互いの顔の見える関係づくり.....	29
施策の方向(2) 地域福祉活動に関する支援.....	32
基本目標 2 公民協働で支え合う体制の充実	38
施策の方向(1) 福祉・健康への取組の充実	38
施策の方向(2) 暮らしを支える環境の整備	43
基本目標 3 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化	46
施策の方向(1) 権利擁護の推進 ～成年後見制度利用促進計画～	46
施策の方向(2) 地域福祉のセーフティネットの拡充	50
巻末資料.....	58

第3章 施策の展開

計画の施策体系



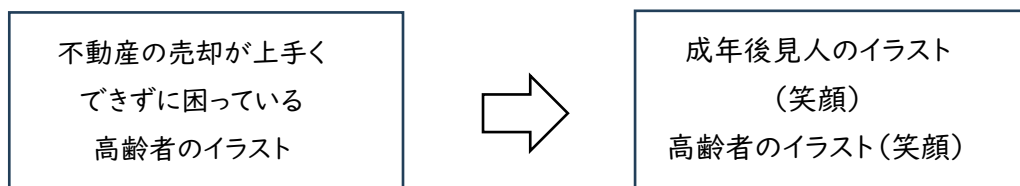
基本目標 3 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化

施策の方向(1) 権利擁護の推進 ～成年後見制度利用促進計画～

①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進

権利擁護とは、判断能力が十分でない方の財産や権利、尊厳を守り、自分らしく安心して暮らしていけるように支援をすることです。権利擁護の推進には、ただ本人の命や生活を守るだけでなく「本人がどうしたいか」という意思を重視した支援（意思決定支援）の視点が大切です。誰もが支える立場にも支えられる立場にもなる地域共生社会の実現において、本人の意思を尊重しながら支えていく権利擁護支援の取組はとても重要となります。

その権利擁護支援の手段の1つとして、成年後見制度があります。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、本人の意思を尊重しながら支援を行う制度です。成年後見制度を利用することで、本人の状況にあった保護・支援を行う成年後見人等が、財産管理や福祉サービス等の締結といった支援を行うため、住み慣れた地域で本人らしい生活を送ることができます。本市では、このような意思決定支援を重視した成年後見制度の普及に向けて取り組んでいます。



※対象となる課題が解決したら制度利用を終了できるよう、現在国で検討されています。

本市では、制度を必要とする方やその家族に情報を届け、制度を利用するにあたっての相談・支援などを行うために、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）として、令和6年7月に「吹田市権利擁護・成年後見支援センター けんりサポートすいた」を設立しました。（けんりサポートすいたについてはP●に記載しています）

成年後見制度のほかに判断能力が不十分な方の財産や権利を守る事業として、日常生活自立支援事業もあります。社会福祉協議会が本人との契約に基づき、日常生活の金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行います。

権利擁護支援	
日常生活自立支援事業 (本人の意思決定を支援) ・福祉サービスの利用、日常生活の金銭管理 等 ↳ 法的課題がない	成年後見制度 (本人の意思に基づき代理) ・福祉サービスの利用、日常生活の金銭管理 ・預貯金や不動産の管理 ・遺産分割協議 等 ↳ 生活全般の法律行為の援助

■コラム:「意思決定支援ってどんなことをするの?」

認知症があり、要介護Ⅰの A さん。園芸が趣味で、自転車に乗ってよく近所の花屋に買い物に行っていました。しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族が「必要なものは買ってくるから、もうやめて」と A さんに伝えたところ、「分かった」とだけ言い残し、部屋を出て行きました。家族は、A さんが納得してくれたと一安心。

A さんと家族
のイラスト

ケアマネジャー
と A さんの
イラスト

しかし、ケアマネジャーには A さんが元気がないように見えました。心配したケアマネジャーが、いろいろな角度から A さんに話を聞いたところ、「花屋では自分の目で選びたい」、「買物の帰りに一人で喫茶店に寄ることも楽しみ」、「でも、家族に心配はかけたくない」という本心が分かりました。

そこでケアマネジャーは、花屋までは家族が車で送り、買い物帰りに寄る喫茶店には時間を決めて迎えに行ったらどうかと提案しました。家族もそれが負担ではないことを A さんに伝えたところ、自分の気持ちに寄り添った提案をしてもらえた A さんは元気を取り戻し、自転車に乗ることを控え、今まで以上に園芸と喫茶店のコーヒーを楽しんでいます。

A さんと家族、
ケアマネジャー
のイラスト

②権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な状態であったとしても、本人には意思や希望があり、それを実現するためには様々な分野が協力して支援に取り組む必要があります。成年後見人だけが本人を支えるのではなく、福祉・医療分野の関係者や専門職、ボランティア団体や事業者等といった本人にとって関わりのある地域住民や支援者が連携し、チームとなって支援を続けていくことが重要です。

本市では、この「吹田市成年後見制度利用促進計画」をもとに、支援を必要としている方を発見し、支援に適切につなぐために地域が連携するためのネットワークの構築に向けて取組を進めています。

けんりサポートすいた（中核機関）を中心に展開するネットワークの図

■コラム：「けんりサポートすいたとは？」

吹田市から委託を受けて社会福祉協議会が運営している、成年後見制度や権利擁護に関する相談支援機関です。吹田市成年後見制度利用促進計画に基づき、けんりサポートすいたを中心に、権利擁護支援に関する取組を市や支援機関を含む地域のみんなで協力して進めていくためのネットワーク作りに取り組んでいます。

制度の広報・啓発や相談支援のほかにも、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による相談や派遣を行っています。

けんサポの写真

本市において、地域連携ネットワークの構築や強化を進めるために様々な取組を行っています。

◆吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会の開催

学識経験者や専門職、医療機関や支援機関の関係者、公共的団体や金融機関の代表者が参加する協議会を開催し、吹田市において権利擁護支援を進めていくための施策や地域課題に対して各分野からの意見をいただく場を設けています。

◆市民や支援者向け研修、出前講座の開催

中核機関が主催し、対象者別に成年後見制度等に関する研修を実施しています。依頼に基づき、成年後見制度や権利擁護支援に関する出前講座も実施しています。

◆市民後見人の養成や受任者調整の検討

成年後見制度を利用する方を市全体で支えていけるように、市民後見人の養成や受任者調整の導入を検討しています。市民後見人とは、養成講座を受講し後見活動に必要な知識やスキルを習得した、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民の方です。地域の特性を理解した市民後見人が、対象となる方を身近な立場で支援することで、本人の意思を尊重した支援が期待されます。そして市民後見人を成年後見人候補者として家庭裁判所に申立てするために必要なプロセスが受任者調整です。受任者調整によって、本人の状態にあった後見人等の候補者を市で検討し、家庭裁判所に申立てることができます。

被後見人と市民後見人のイラスト(支援している様子)

■コラム:「身寄りのない高齢者への支援について」

今後、少子高齢化や単身世帯の増加によって身寄りのない高齢者への支援が課題となることが予想されます。現在、国で検討されている主な支援内容としては、日常生活の金銭管理や福祉サービスの利用援助、入院や入所手続き、死後事務の支援等です。実施主体や市町村の関わり方についても検討が進められています。